

News Letter

ふれあいキューブ創業支援ルーム 月刊インキュベーションニュースレター

title 1

卒業生の事業紹介 司法書士さくら法務事務所

本誌では、卒業生のご紹介をしております。今回は司法書士さくら法務事務所です。

1) 会社情報

- ・会社名 司法書士さくら法務事務所
- ・法人設立年月日 平成23年7月
- ・代表者 司法書士 大熊ひとみ
- ・住所 春日部市中央1-46-4
(ふれあいキューブ前)
- ・連絡先 048-876-9280



大熊さんの事務所はふれあいキューブ目の前です

2) 事業キャッチコピー

身近な法律家。難しい手続きを判りやすく。

3) 会社ロゴ



4) コンタクト情報

ホームページアドレス kuranoaruie.sakura.ne.jp

5) 事業

住宅の売買・相続・贈与などの不動産登記、成年後見、会社設立・定款作成・役員変更などの商業登記を主な業務『女性司法書士がきめ細かく対応致します。』
不動産、相続のことなどお気軽にご相談下さい。』



6) 事業概要

- ・所有権移転登記・抵当権抹消・相続・贈与などの不動産登記手続
- ・会社設立などの商業登記手続
- ・成年後見申立等
- ・相続放棄などの裁判所手続
- ・遺産承継・遺言書作成などの相続関係手続

7) 最新情報

相続登記の義務化が始まります。(令和6年4月～)
相続・遺言の相談が増えてきています。

8) メッセージ

学生の頃は、六法を読むことになろうとは、夢にも思いませんでした。なにせ、文学部で社会の役に立ちそうにないことばかりしていたので。しかし、身近な出来事が法律を介して解決していくことは、新たな発見でした。チャレンジして良かったと思います。
皆さんも新しい分野にチャレンジ!

よくある質問コーナー

Q 入居すると補助金等の優遇措置があるのでしょうか?

A 入居そのものが優遇措置の対象となることはありません。但し、補助金や助成金の申請に伴う相談やサポート等は支援の一環で行っています。また、市と共催する創業塾等の特定創業支援事業を受講すると創業費用の一部が補助される制度もありますので詳しくはお問い合わせください。

創業支援ルームのコンセプト

- 創業ステージに合わせた入居スペースが利用できます
- 一般社団法人J B I A (日本ビジネス・インキュベーション協会) 認定インキュベーションマネージャーによる経営等の相談が受けられます
- ワンストップで専門家相談や市民活動の相談ができます
- 創業支援スタッフによる来客取次、郵便物受取ができます

「ふれあいキューブ創業支援ルーム」

電話 : 050-3353-5334

(平日9:00~17:30)

ホームページ :

<http://www.kasukabehall.jp/sogyoshien01.html>

メール : incu@kasukabehall.jp

title 2

創業塾が開催されました(春日部市)



『店舗出店のキソを学ぶ』創業塾の第一回、第二回が春日部商工会議所において開催されました。タイトルのごとく、市内で小売、飲食などでの創業を考えている方を対象にしたユニークかつ実践的な内容となっています。創業塾自体は春日部市、創業支援ルーム、春日部商工会議所の共催で本年が3回目になりますが、参加者からは「基礎的な事柄から物件のを見つけ方まで学ぶことができ、出店のイメージが湧いた」など毎回好評をいただいています。コロナ禍の開催となりましたが、7名の皆さんが参加されています。

1月17日より始まった講座の第2回では、創業支援ルームの宮本インキュベーションマネージャーが登壇し、事業計画の書き方などについてお話ししました。

春日部市では中心市街地活性化のため、「かすかベンチャー応援補助金」などの施策を打ち出しています。その一環である創業塾で学んだ皆さんが市内で創業し、成功されることを期待したいと思います。

title 3

事業復活支援金(中小企業庁)

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者を支援する「事業復活支援金」の受付が1月末よりスタート予定です。事業規模に応じた給付金となっており、詳しくはWEBサイト（<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>）をよくご確認の上、申請をご検討ください。

◆給付対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

◆給付額

<上限額>

- ・個人事業者 : 減収50%以上で50万円、減収30%以上50%未満で30万円
 - ・売上1億円以下の法人 : 減収50%以上で100万円、減収30%以上50%未満で60万円
- ※年間売上1億円超の法人はWEBサイトをご参照ください

◆申請方法

登録確認機能による事前確認の後、申請用のWEBページから申請

<必要書類>

確定申告書、通帳、履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書、対象月の売上台帳他

◆問い合わせ先

事業復活支援金事務局【申請者専用TEL】0120-789-140

【登録確認機能専用TEL】0120-886-140

入居者を随時募集しています

インキュベーション室の入居申請を随時受け付けいたします。空き室の状況や募集要項はホームページにございますので、詳細はそちらをご確認ください。

入居を希望される方はお気軽に事務室までご相談ください。



A 個室型



Bブース型



Cブース型

◀入居対象▶

埼玉県地域経済の活性化に資すると認められ、次のいずれかに該当する方（個人・法人は問いません）

- ・これから創業しようとする方、または創業後5年未満の方
- ・新たな事業分野へ進出しようとする中小企業者

詳しいことは、お問い合わせください。

編集後記

日本でもコロナが広まり始めたのがちょうど2年前ぐらいなんですね。紆余曲折を経て、未だに試行錯誤が続いていますが、諦めずにチャレンジを続けている全ての人の敬意を表したいとふと思いました。(市川)

編集

宮本 直樹
池脇 裕介
市川 潤

取材・編集補助 デザイン・構成

八武崎 比呂美
石川 智子